
浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター
施 設 整 備 事 業
実 施 方 針 に 関 す る 質 問 へ の 回 答

平成29年2月10日
浜松市

1 実施方針に対する質問と回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	浜松市回答
1	1	第1章	1	(6)	ア 事業方式	「BTO方式を基本として実施する（ただし、BOT方式等のPFI方式による提案を妨げるものではない。）」とありますが、異なる方式の提案を双方有効とし、そのまま競争入札を行うとの理解でよいでしょうか。それとも、事業スケジュールの途中で方式を統一されるのでしょうか。その場合は、方式を統一されるタイミングを教示ください。	入札公告時に入札説明書等で提示します。
2	1	第1章	1	(6)	ア 事業方式	「BOT方式等のPFI方式による提案を妨げるものではない。」とありますが、BOT方式等のPFI方式として、認められる方式として、BTO方式、BOT方式以外に想定されるものがあれば提示ください。	事業方式については質問No.1を参照ください。
3	1	第1章	1	(6)	ア 事業方式	金融機関はPFI事業者が選定し、貴市はその金融機関と直接協定を結ぶというプロセスを経るという理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	2	第1章	1	(6)	イ 契約の形態	PFI事業者と構成企業が締結する契約形態（工種毎／共同企業体）は、PFI事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
5	2	第1章	1	(6)	オ（ア） 設計・建設業務	「PFI事業者は、本市と締結する事業契約に基づき、本件施設の設計・建設業務を行う。設計、建設に必要な資金については、PFI事業者がプロジェクトファイナンスにて調達する。本市は、資金調達先の金融機関と直接協定を締結する。」とありますが、資金調達先の金融機関は複数でも可能でしょうか。また、資金の一部を社内に調達してもよろしいでしょうか。	資金調達先の金融機関については、複数でも構いません。 資金の調達先については、プロジェクトファイナンスの意義を踏まえたものとしてください。
6	2	第1章	1	(6)	オ（ア） 設計・建設業務	造成工事、アプローチ道路工事（橋梁工事含む）は、循環型社会形成推進交付金の交付対象及び起債の対象と理解してよろしいでしょうか。 その場合、整備費のうち交付対象事業費に対する交付率と交付対象範囲、建設時支払金及び引渡時支払金の比率、交付対象外事業費の内の建設時支払金及び引渡時支払金の比率をご教示願います。	交付金に関しては循環型社会形成推進交付金等交付要綱のとおりです。起債は造成工事、アプローチ道路工事ともに対象事業となります。 なお、交付率や比率等については、入札公告時に入札説明書等で提示します。
7	2	第1章	1	(6)	オ（ア） 設計・建設業務	施設設置許可取得前に造成工事及びアプローチ道路工事等を実施することは可能と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
8	2	第1章	1	(6)	オ（イ） 施設等の所有権移転業務	PFI事業者で行う登記手続きは、建物表題登記と所有権保存登記との理解で宜しいでしょうか。	一般廃棄物処理施設の所有権移転に係る手続き全般とお考えください。
9	2	第1章	1	(6)	オ（ウ） 運営業務	「PFI事業者は、（中略）。なお、その際に、本件施設の運営業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用及び適正処分業務、情報管理業務、防災管理業務並びに関連業務を行う。」とありますが、本施設を指定避難所に指定する予定でしょうか。	避難所を含む防災拠点施設として指定する予定です。
10	3	第1章	1	(6)	オ（ウ） 運営業務	付加価値事業者への余熱の供給を行うとありますが、付加価値事業への余熱供給に係る費用は、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。本件施設の運営業務の開始に合わせて付加価値事業を開始する前提の場合、本件施設の設計前提となる条件等が必要な時期までに確定しないと想定されるためです。尚、以前公表された付加価値事業は独立採算型とありましたが、その理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で提示します。 なお、付加価値事業については、独立採算事業での実施を前提として考えております。
11	3	第1章	1	(6)	オ（ウ） 運営業務	「余剰電力を株式会社浜松新電力に販売することを基本とする。なお、余剰電力販売に係る収入については、本市の収入とする。」とありますが、基本契約電力、消費電力は事業者負担と考えてよろしいでしょうか。その場合、電力の購入先は事業者提案でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	浜松市回答
12	3	第1章	1	(6)	オ(ウ) 運營業務	「PFI事業者は、新清掃工場より発生した主灰・・・全量を利活用するため、利活用計画の立案、積み込み、運搬、資源化先及び売却先の選定、売却等を行うものとする。」とありますが、飛灰を外部資源化する提案は本事業では想定されておらず、提案は不可という理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
13	3	第1章	1	(6)	オ(ウ) 運營業務	「PFI事業者は、新清掃工場より発生した主灰、スラグ及びメタルの全量を利活用するため、利活用計画の立案、積み込み、運搬、資源化先及び売却先の選定、売却等を行うものとする。」とありますが、利活用の確実性の担保はPFI事業者の責任で実施し、本事業の提案、契約、実施にあたって、利活用の業者から確約書等を市様へ提示する必要はないとの考えでよいでしょうか。	提案内容を確実に履行するための担保の方法等については、入札参加者の提案によるものと考えます。必要な提案を行ってください。
14	3	第1章	1	(6)	オ(ウ) 運營業務	「PFI事業者は、新破碎処理センターから発生した、可燃残渣を新清掃工場へ搬送し、焼却処理するものとする。なお、不燃残渣は埋立処理又は熔融処理とする。」とありますが、埋立処理量が異なる方式の評価について、埋立処理量を提案の総合評価項目とされるのかどうか教示ください。	入札公告時に入札説明書等で提示します。
15	3	第1章	1	(6)	オ(ウ) 運營業務	最終処分物は最終処分場に運搬するとの記載がありますが、最終処分場とは浜松市様所有の最終処分場と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
16	3	第1章	1	(6)	カ(イ) 環境影響評価の実施	環境影響評価は事後調査の現地調査を含めて全てを市が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
17	3	第1章	1	(6)	カ(イ) 環境影響評価の実施	準備書後に続く環境影響評価の業務についても浜松市様の業務範囲と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
18	3	第1章	1	(6)	カ(オ) 造成及びアプローチ道路工事の設計	造成及びアプローチ道路工事の設計スケジュールと工事費の算定スケジュールをご教示ください。	本市で行う設計は、入札公告時に完了している予定です。PFI事業者が行う詳細設計及び工事に係る費用、スケジュール等は事業者の提案となります。
19	3	第1章	1	(6)	カ(オ) 造成及びアプローチ道路工事の設計	「本市は、造成及びアプローチ道路工事の設計を行う。ただし、アプローチ道路の設計は予備設計まで、橋梁工事の設計は橋梁予備設計までとする。」とありますが、それぞれの予備設計書は入札公告時に開示いただけると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
20	4	第1章	1	(6)	カ(コ) 本件事業に必要な手続き	本件事業に必要な手続きに記載のある、各種許認可手続等は具体的にどの範囲までを指すのでしょうか。	本件事業の実施に必要な範囲とお考えください。
21	4	第1章	1	(6)	キ(ア) 本市が支払う対価	「本市が国から交付を受ける循環型社会形成推進交付金相当額及び起債により調達した額については、本件施設の整備出来高に応じて整備事業年度毎に支払い、それ以外の部分については、運営期間中にわたり分割して支払う。」とありますが、応札時点で想定した循環型社会形成推進交付金相当額及び起債の額と実際の差異が生じた場合のリスク分担の考えを教示ください。	リスク分担保表に示すとおりです。起債も交付金と同様の考え方としています。
22	4	第1章	1	(6)	キ(ア) 本市が支払う対価	PFI事業者は、建設工事費のうち、交付金相当額及び起債額を除いた金額を資金調達するため、交付金対象の工事割合及び起債額について、ご提示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で提示します。
23	4	第1章	1	(6)	キ(ア) 本市が支払う対価	本件事業の設計・建設業務に係る対価について、施設整備期間中の事業年度毎の支払額と運営期間中の割賦支払額の割合をご教示ください。	入札公告時に入札説明書等で提示します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	浜松市回答
24	4	第1章	1	(7)	付加価値事業との関係	「PFI事業者は、・・・建設期間中に付加価値を実施する民間事業者（以下「付加価値事業者」という。）を、本市と協力して選定するものとする。」とありますが、付加価値事業の内容は、いつ、どのように提案され、決定される予定でしょうか。また、付加価値事業者は入札によって決定される予定でしょうか、それとも提案者＝付加価値事業者となるのでしょうか。	付加価値事業は民間提案で、選定方法等は本市とPFI事業者の協議で決定する予定です。なお、SPCの構成員が付加価値事業を行うことを妨げてはいません。
25	4	第1章	1	(7)	付加価値事業との関係	「本件事業の実施に際しては、施設の建替え用地や本件施設の余熱等を有効活用し、」とありますが、事業用地約7.8ha内に、付加価値事業施設を設置するとの理解でよろしいでしょうか。付加価値事業が建築物やプラントの建設工事を伴うものである場合はその工事時期はどのように想定されているでしょうか。	付加価値事業の設置場所については、貴見のとおりです。工事時期については、本件施設の運営業務の開始に合わせて、付加価値事業が開始できるように設定します。
26	4	第1章	1	(7)	付加価値事業との関係	「建設期間中に付加価値を実施する民間事業者を、本市と協力して選定するものとする」とありますが、付加価値事業の内容及び事業範囲は入札公告時にご提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、PFI事業者自らも応募の権利を有すると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時には提示しません。なお、SPCの構成員が付加価値事業を行うことを妨げてはいません。
27	4	第1章	1	(7)	付加価値事業との関係	付加価値事業の余熱等の供給は、本事業者が行うこととなっていますが、付加価値事業への余熱以外のユーティリティ供給（水、排水処理等）が必要な場合は、本事業の清掃工場等の施設から供給されることを想定されているのでしょうか。	付加価値事業の内容によります。
28	4	第1章	1	(7)	付加価値事業との連携	「～地域活性化を資する付加価値を高めた事業（付加価値事業）を実施する。」と記載がありますが、貴市が想定している具体的な付加価値事業をご教示ください。	民間事業者からの具体的な提案を求め、決定する予定です。
29	4	第1章	1	(7)	付加価値事業との連携	「PFI事業者は、～建設期間中に付加価値を実施する民間事業者（以下、「付加価値事業者」という。）を、市と協力して選定するものとする。～」と記載がありますが、選定に関与したPFI事業者には付加価値事業への一切の責任はないものとして考えます。もし責任があるものであるならば、その責任範囲（分担）をご教示ください。	PFI業者に責任はないと考えています。
30	4	第1章	1	(7)	付加価値事業との連携	付加価値事業の余熱等の供給条件や導管ルート等の条件をどの段階（時期）にご教示いただけますでしょうか。	付加価値事業者決定後に提示します。
31	5	第1章	2	(3)	選定結果の公表	「特定事業の選定を行わないことにしたとき」とありますが、具体的にどのような状況を想定されているのでしょうか。また、その場合、選定を中止した原因が排除された後、再入札が行われると考えてよろしいでしょうか。	特定事業として実施することが適当でないと判断した場合を想定しています。その場合、事象により、適切に判断して対応します。
32	6	第2章	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール	通常、実施方針公表時に添付されている要求水準書（案）や事業契約書（案）については、早期段階でご提示を御願います。	入札公告時に入札説明書等で提示します。
33	7	第2章	2	(2)	イ 特定事業の選定・公表	特定事業の選定ではBTO方式とBOT方式について優劣を判断するのでしょうか。	後日公表する特定事業の選定資料を御参照ください。
34	8	第2章	2	(2)	ク 落札者の決定及び公表	選択可能なBTO方式とBOT方式の提案によって評価の優劣はあるのでしょうか。	事業者選定において、事業方式自体の優劣を評価することはありません。
35	8	第2章	2	(2)	ク 落札者の決定及び公表	専門委員会の氏名等は入札公告時に公表されると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
36	8	第2章	8	(2)	ク 落札者の決定及び公表	総合評価方式より最優秀提案者を選定するとありますが、最低制限価格は設定されるのでしょうかご教示下さい。	入札公告時に入札説明書等で提示します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	浜松市回答
37	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等	過去の実績において共同企業体の場合での最低出資比率における要件等がありますでしょうか。	共同企業体の最低出資比率は20%とします。
38	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 (イ)	PFI事業者から直接、「設計業務」「建設業務」「運転管理業務」「維持管理業務」の受託を受けることを予定している者は、構成員とならなければいけない、とありますが、個別の参加資格要件を複数の者で役割を担う場合に、協力企業として役割を担うことも可能であるという理解でよろしいでしょうか。 また、役割の内容等に応じて構成員・協力企業は入札参加者にて選択が自由に行うことができるという理解でよろしいでしょうか。	基本的には貴見のとおりですが、PFI事業者から直接、「設計業務」「建設業務」「運転管理業務」「維持管理業務」の受託を受けることを予定している者については、構成員としてください。
39	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 (イ)	業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない」とありますが、出資比率や出資額の最低条件は設定されるのでしょうか。	設定はしません。
40	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 (イ)	「設計業務」「建設業務」の委託を受けることを予定するものは構成員とならなければならないとありますが、プラントの設計・建設業務という解釈で宜しいでしょうか。 建築・橋梁等の設計・建設業務に関しては、構成員とせず協力企業とすることで宜しいでしょうか。	「本件施設の土木工事の設計・建設を行う者」「本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件」「本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」のいずれも条件は同様です。
41	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 (イ)	「イ 設計・建設業務において、PFI事業者から直接、「設計業務」「建設業務」の委託を受けることを予定する者は構成員とならなければならない」とありますが、協力企業も含めた構成も可能と理解してよいでしょうか。	協力企業を含めた構成も可能ですが、PFI事業者から直接、「設計業務」「建設業務」の委託を受けることを予定する者については構成員としてください。
42	8	第2章	3	(2)	入札参加者の構成企業の要件 (ウ)	各項目において「また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録されたものであること」とございますが、提出期限までに資格審査の申請を行った場合には、当該資格を登録したものと認めただけとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
43	8	第2章	3	(2)	入札参加者の構成企業の要件	「ア 本件施設の土木工事の設計・建設を行う者の要件」について、複数社で同業務を行う場合、それぞれの企業が単独で(ア)～(ク)の条件を全て満たす必要があるのでしょうか。あるいは、複数社で(ア)～(ク)の項目を満たせば宜しいでしょうか。	複数社で同業務を実施する場合、各企業は、担当する業務において必要な資格をそれぞれ満たすこととし、全体として複数社で(ア)～(ク)の項目を満たせば構いません。
44	9	第2章	3	(2)	入札参加者の構成企業の要件	「なお、1者で複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務に当たることが可能である」とございますが、設計・建設及び運営を行う者の要件の内、入札参加資格の要件を構成員、協力企業で満たし、かつ複数の構成企業でその他の要件を満たしていれば、業務に当たることが可能であるという理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
45	9	第2章	3	(2)	ア 本件施設の土木工事の設計・建設を行う者の要件 (ウ)	本件施設の建築物の建設を行う者は、平成29・30年度の本市の入札参加資格（建設工事業種：建築一式工事、電気工事、管工事）の登録がされた者であることとされていますが、貴市の参加資格に登録できる業種は4種類と限られており、実施方針内に記載のある「1者で複数の要件を満たす場合には、～可能である」に制約がでてしまいます。そのため、他自治体での事例等を踏まえ、建築工事一式を本項目の入札参加資格の要件にさせていただくことも含め要件の緩和をお願いいたします。	入札公告時に入札説明書等で提示します。
46	9	第2章	3	(2)	ア 本件施設の土木工事・建設を行う者の要件	土木工事を設計と建設に分割し、それぞれを別企業によって実施することは可能でしょうか。その場合、設計企業と建設企業が(ア)～(ク)の要件を合せて満たせば全ての要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	質問No. 43の回答を御参照ください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	浜松市回答
47	9	第2章	3	(2)	ア 本件施設の土木工事・建設を行う者の要件	(2) ア 土木工事の設計・建設を行うものについて、 (7)～(7)全てを一つの企業が満たしていることが必要とされますか？あるいは複数の企業で条件全てを満たしている『企業体』であればよろしいですか？	複数の企業で条件を全てを満たしていれば構いません。なお、それら複数の企業が共同企業体である必要はありません。
48	9	第2章	3	(2)	ア 本件施設の土木工事・建設を行う者の要件 (キ)	橋梁詳細設計業務の業務実績を元請として有することとありますが、詳細設計業務を所掌範囲とする橋梁工事の元請建設実績についても、本要件を満たすものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
49	9	第2章	3	(2)	イ 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	全ての要件を満たさない企業（設計事務所）が建築設計のみを行うことは可能でしょうか。	質問No. 43の回答を御参照ください。
50	910	第2章	3	(1)	オ 監理技術者の配置	監理技術者は、土木工事の建設、本件施設の建築物の建設、本件施設のプラント設備の建設の各々の期間に専任で配置するというのでしょうか。また、配置予定技術者の施工経験等の要件はないものと理解してよいのでしょうか。	貴見のとおりです。
51	10	第2章	3	(2)	エ 本施設の運営を行う者の要件	元請の定義は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設において、構成員が出資し、SPC（特別目的会社）から委託を受けた実績も構成員の実績として要件を満足するという理解でよろしいでしょうか。昨今は、PFI方式での発注等も多いため、念のための確認です。	貴見のとおりです。
52	10	第2章	3	(2)	エ 本施設の運営を行う者の要件	新清掃工場と新破碎処理センターを別企業で運営する場合は、新清掃工場の運営を行う者が(7)の条件、新破碎処理センターの運営を行う者が(1)の条件を満たせば良いと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
53	10, 11	第2章	3	(2)	エ (7)(1) 本件施設の運営を行う者の要件	一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、リサイクルセンター）の運転管理実績は、特別目的会社からの運転委託実績も含まれると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
54	11	第2章	3	(2)	エ 本件施設の運営を行う者の要件 (ア)③	新清掃工場の運営に当たり、PFI事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置とありますが、「必要な資格者」とはどのような資格を意味するかご教示ください。	廃棄物処理施設技術管理者等、本件施設の運営に必要な全ての資格です。
55	15	第4章	1	(3)	都市計画事項	「ク 日影規制 指定無し」とありますが、用途地域指定無しの区域でも指定される場合や、地方公共団体の条例で指定されている場合もありますが、指定無しのままでもよいのでしょうか。	貴見のとおりです。
56	15	第4章	1	(3)	都市計画事項	本事業のごみ焼却施設の都市計画決定は行う理解で宜しいのでしょうか。都市計画決定を行う場合は、スケジュールをご教示ください。	都市計画決定は行わない予定です。
57	15	第4章	1	(3)	都市計画事項	付加価値事業の用地も含め都市計画区域外とし、イ〜クについては建築確認申請時まで変更されないとの認識で宜しいのでしょうか。	貴見のとおりです。
58	23	別紙2	—	—	本件事業の事業スキームの概要	本事業の事業スキームの概要について、貴市と灰資源化事業者の契約形態をご教示ください。	本市、PFI事業者、主灰資源化事業者の3者契約を想定しています。
59	23	別紙2	—	—	本件事業の事業スキームの概要	破線（付加価値事業）で示す部分は、「隣接地で行われる事業」とありますが、隣接地とは、P. 26図 位置図の「CSRゾーン」を指すと考えてよろしいのでしょうか。その場合、造成も別事業と考えてよろしいのでしょうか。	付加価値事業は、施設の立替え用地を有効利用することとしています。
60	24	別紙3	—	—	リスク分担表	業務分担表は入札公告前にご教示いただけると考えて宜しいのでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で提示します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	浜松市回答
61	24	別紙3	—	—	リスク分担表	主灰の運搬費用や資源化費用は変動費に含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	変動する費用として想定しています。詳細については、入札公告時に入札説明書等で提示します。
62	24	別紙3	—	—	リスク分担表	別事業である付加価値事業に関するリスク分担の記載がございませんが、入札時には分担表に追記されるという理解でよろしいでしょうか。	PF1事業者に責任はないと考えています。
63	24	別紙3	—	共通	許認可取得	「事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの」は、事業者負担となっておりますが、許認可によっては、貴市からの資料提供等が必要となるものも想定され、これらの遅延が発生し許認可の遅延が発生した場合は事業者の分担には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
64	24	別紙3	—	共通	第三者賠償	貴市に起因する第三者賠償は、貴市のリスク負担と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
65	24	別紙3	—	共通	第三者賠償	「本件施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等」に関するリスクは事業者負担とされておりますが、公共工事標準請負契約約款28条2項において、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等」による第三者への損害は発注者の負担となっております。本件についても公共工事の標準条件である公共工事約款と同様の考えでリスク分担するという理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
66	24	別紙3	—	共通	周辺環境の保全	周辺環境の保全に関するリスクとして、貴市が行う業務（たとえば、ごみの搬入）によるものも想定されるため、分担表には「貴市が行う業務に起因するもの」を追記し、貴市負担としていただくようお願いします。	御意見として承ります。
67	24	別紙3	—	共通	事業破綻	事業者の財務に関するものは、貴市に起因して発生する場合も想定されるため、「貴市に起因する事業破綻」を追記いただき、分担欄には貴市に○を追記をお願いします。	御意見として承ります。
68	25	別紙3	—	共通	物価変動	「注1：物価変動については一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。」とありますが、「公共工事標準請負契約約款」第25条（スライド条項）も同様に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で提示します。
69	25	別紙3	—	共通	物価変動	「物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。」とありますが、事業者負担となる一定程度とはどの程度でしょうか具体的に教えてください。また、物価変動を確認する指標を具体的に教えてください。指標は、設計・建設期間と運営期間に別けて御願います。	入札公告時に入札説明書等で提示します。
70	24	別紙3	—	共通	不可抗力	内閣府の公表するPF1事業におけるリスク分担等に関するガイドラインには、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」とあります。不可抗力に関するリスクは、事業者がコントロールできるものではないため、公共側のリスクと思料します。事業者の△従分担は削除をお願いいたします。	御意見として承ります。
71	24	別紙3	—	設計段階	設計変更（建築・プラント工事）	設計変更のリスクは、貴市の条件提示や指示の不備によるものも想定しえます。「市の条件提示や指示の不備等によるもの」を追記し、貴市負担としてください。	御意見として承ります。
72	24	別紙3	—	設計段階	応募	当該リスクは、契約前のリスクであり、設計段階のリスクとして記載するのは不相当と思料します。削除をお願いします。	御意見として承ります。
73	24	別紙3	—	建設段階	完工	完工は「工程遅延」と理解すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
74	24	別紙3	—	建設段階	建設費超過	貴市の入札時の条件（要求水準等）に記載されない内容や、入札参加者が求める条件等が明確でない内容、落札者決定後に貴市において決定した内容の変更、その他PF1事業者では想定しえない内容等は、貴市の「指示」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	本市の指示により入札時の条件から変更された場合等が該当します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	浜松市回答
75	24	別紙3	—	建設 段階	要求水準の未達	試運転時のリスク項目がないように思料されますが、試運転時の要求水準未達の要因が、貴市業務となる試運転に必要なごみの搬入の場合、貴市がリスクを負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	本市に起因する場合には、本市がリスクを負担します。
76	24, 25	別紙3	—	建設 段階	要求水準の未達	建設・運営段階とも要求水準未達、施設損傷リスクが事業者になっていますが、事業者に原因がある場合のみと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
77	25	別紙3	—	事業 終了時	施設の健全性	「要求水準の保持」とありますが「性能の保持」と読み替えればよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
78	26	別紙4	—	—	位置図	必要建設面積と比べ事業予定地がかなり広く設定されていますが、本事業以外の用途計画があればご教示願います。	本事業以外の用途計画はありません。
79	26	別紙4	—	—	位置図	新破碎処理センターが事業予定地の北側に書かれており、市有地境界と干渉しています。本図よりも南側に建設する計画としてもよろしいでしょうか。よろしければ、例えば「調整池と干渉してはならない」等、建設場所の制約があればご教示願います。	民有地を取得し、位置図とおりの計画とします。
80	26	別紙4	—	—	位置図	公害防止基準値は、事業予定地の境界上にて遵守すればよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で提示します。
81	26	別紙4	—	—	位置図	事業予定地の北東に隣接して「CSRゾーン（約8.4ha）」とありますが、具体的な計画内容について想定しているものがございましたらご教示願います。	CSRゾーンは民間企業がCSR活動を行っている区域です。本事業との関連はありません。
82	26	別紙4	—	—	位置図	アプローチ道路が市有地境界ならびに事業予定地の外にもありますが、各種許認可および工地上必要な用地の確保等は貴市の業務範囲でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。